

柏崎民商会報

19年 4月29日

平九四五一〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十一号
TEL(〇二五七)一三三一一九九七(代)
FAX(〇二五七)二二一九三〇七

**被爆者の悲願「核兵器廃絶」へ
5月6日から国民平和大行進始まる**

を、納税者の権利として取り組んできました。

被爆から74年。今年も被爆者の願い「核兵器廃絶」実現へ。61回目の原水爆禁止国民平和大行進が5月6日から始まります。柏崎刈羽地域を行進する北海道・東京（日本海コース）は、6日より北海道・礼文島を出発します。

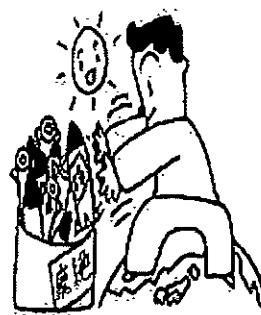
2年前の7月7日、「核兵器禁止条約」が国連で採択。これまでに70か国が調印し、22か国が批准しています。しかし、世界で唯一の被爆国である日本の政府は条約を調印・批准をしていません。

今日、「核兵器禁止条約への調印（署名）・批准・参加を求める意見書」決議は、全自治体の2割近い367で採択されています。新潟県は65%の自治体で採択されていますが、柏崎市は採択していません。

また民商も取り組んでいる「ヒロシマ・ナガ

サキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」は

941万人に達してい



ます。被爆者の悲願である「核兵器廃絶」へ署名を集め、運動を広げましょう。

**払いきれない税金や社会保険料は
分納相談しましょ**



5月の弁護士無料法律相談は17日

4月は3の方（会員・読者・会外の方）。4月

民商では3年前から、「一度に払いきれない消費税や所得税を分納できないか？」の会員さんの要望を受け、分納して納める換価の猶予申請



に申請書作成相談会を開きました。4月4日に税務署に集団申請し、

5人が申請書を提出しました。業種は飲食業の方が3人、小売業の方が1人、サービス業の方が1人でした。「今年はすぐ終わってよかったです」とほつとするA会員さんもいました。23日には、A会員さんも含め申請者に税務署から「換価の猶予許可通知書」が届きました。

4月上旬には、会外業者が社会保険料の滞納で民商へ相談にきています。換価の猶予申請は、納期限から6ヶ月以内の所得税と消費税、社会保険料が対象です。会外の業者を含め、分納希望者は「民商へ」と宣伝しましょう。

4月22日から今年度のパンク会計教室を開催

年々、会計ソフトを活用した申告者が増えています。今年も4月22日より毎月年内開催。第一回目は新しい方を含め5人が参加。見学だけでも大歓迎です。気軽に参加下さい。

4月は3の方（会員・読者・会外の方）。4月

もそうでしたが、どんな些細なことでも弁護士が丁寧に対応します。予約制になりますので相談希望者は民商事務所まで連絡下さい。